

# 10月1日から70歳以上の医療保険が変わります。

問い合わせ

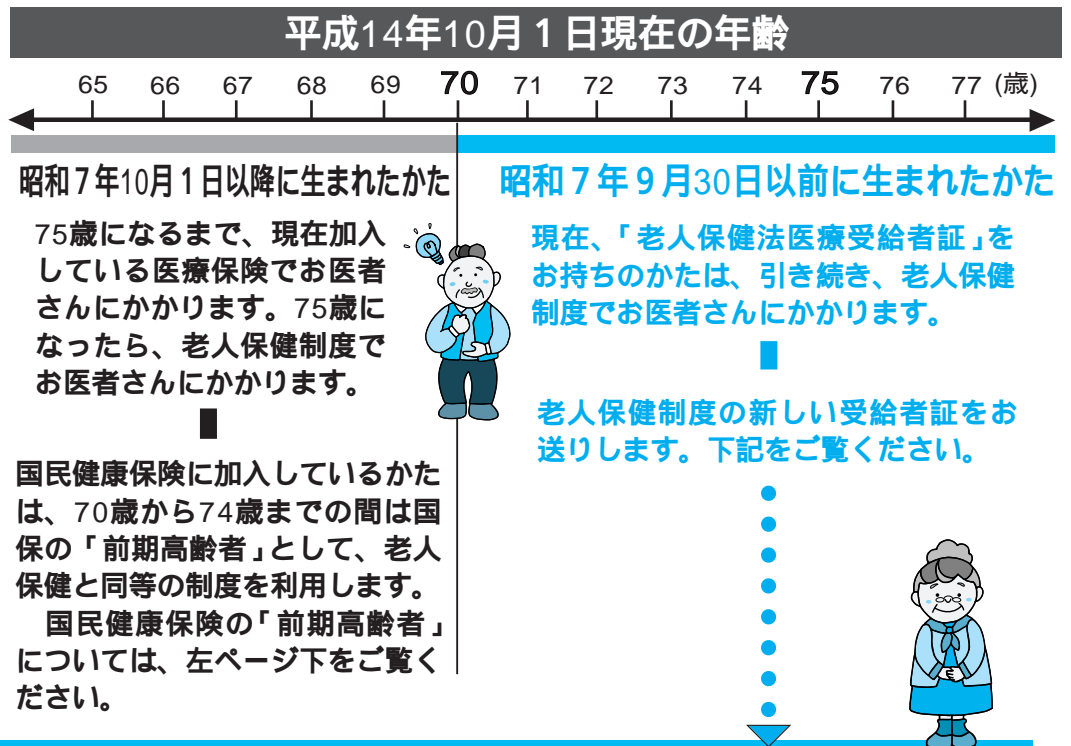
老人保健制度...障害福祉課 老人・福祉医療担当(福祉棟1階)☎(866)2093  
国民健康保険...国保年金課 賦課担当(議場棟1階)☎(866)2099

## 75歳以上になります 老人保健制度の対象が

(すでに70〜74歳のかたはそのまま継続)

老人保健制度の対象年齢が「70歳以上」から、「75歳以上」に段階的に引き上げられます。ただし、現在受給者証をお持ちの70歳～74歳のかたは、引き続き老人保健制度が適用されます。

一定の障害がある場合は、今までどおり65歳以上のかたが対象です。



国民健康保険に加入しているかたは、70歳から74歳までの間は国保の「前期高齢者」として、老人保健と同等の制度を利用します。

国民健康保険の「前期高齢者」については、左ページ下をご覧ください。



## 老人保健法医療受給者証をお持ちのみなさんへ

新しい受給者証をお送りします

現在、老人保健法医療受給者証をお持ちのかたは、引き続き、老人保健制度の対象となります。

対象となるかたには、新しい受給者証を9月24日(火)ごろまでに郵送します。

古い受給者証は、高額医療費支給申請書と一緒に返信用封筒で返送してください。

### 市からお送りするもの

- 新しい老人医療受給者証
- 高額医療費支給申請書
- 老人保健制度についての案内パンフレット

### 返送していただくもの

- 今までの老人医療受給者証
- 振り込み口座などを記入し押印した、高額医療費支給申請書

この高額医療費支給申請書を提出していただく時、1か月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を後日計算して金融機関口座に振り込みます。領収書の添付は必要ありません。忘れずに提出してください。



老人医療の新しい受給者証

ここに、自己負担の割合(1割または2割)が記載されています